

【民暴対策に関する研究活動のご紹介】

- 1 本年2月、埼玉弁護士会民暴委員会、埼玉県警察、埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターの三者による民暴研究会が開催されました。

民暴研究会は、民事介入暴力の被害相談に適切・迅速に対応すべく緊密な連携を目的とした三者協定に基づいて、年2回程度、定期的で開催され、民事介入暴力に対する対策や被害救済について研究と意見交換を行う場です。

本年の民暴研究会は、コロナ禍により3年ぶりの開催となりましたが、さいたま地方検察庁からも参加をいただき、特殊詐欺被害の賠償を暴力団の組長に求める訴訟について、法律の解釈、立証、訴訟進行上の問題点や課題について、研究の発表と忌憚のない意見交換がなされました。

- 2 また、同じく本年2月に、関東弁護士会連合会（関弁連）に所属する東京（東京・第一東京・第二東京）、神奈川、千葉、埼玉、群馬、栃木、茨城、山梨、長野、静岡、新潟の各弁護士会民暴委員会が一堂に会して、各都道府県の警察や暴追センターも招き、過去の民暴事件の事例報告や組長に対する損害賠償請求の法制度の在り方を研究する会議も開かれました。

- 3 このように、民暴委員会では、時には弁護士だけではなく関係諸機関と合同で、時には都道府県を超えて、頻繁かつ活発に民暴対策に関する研究活動を行っています。

実は、これらの研究活動は、実際に、民暴被害の救済を実現するに当たって、基礎となり重要なものとなっています。広く、事例を紹介し合い、意見、アドバイス、ノウハウを交換し合うことで、弁護士一人では思いつかない理論や方法が生み出され、それが実際の民暴被害の救済の場で活かされていきます。



寄稿者

弁護士 布施俊輔

4 たとえば、平穩に生活する権利（人格権）が侵害されたことを理由として住民が組事務所の使用差止めを求める訴訟、暴力団の組長をあたかも組員の雇い主とみなして組員の不法行為の責任を暴力団の組長に請求する使用者責任訴訟、業務遂行権の侵害を理由として地方自治体が主体となって組事務所の使用差止めを求める訴訟、特殊詐欺を暴力団の威力を利用した資金獲得行為として組長に特殊詐欺被害の賠償請求を求める訴訟、これらの訴訟は、現在、当たり前のように民暴被害の救済において行われています。

しかし、これらの訴訟が初めて提起されたときは、弁護団において、本当に法律上そのような請求が認められるのか、裁判所にそのような請求を認めてもらうためにはどうしたらよいかなどについて、弁護団の中で、時には弁護団の枠を超えて、活発に意見交換をして、研究をしたと聞いています。

このように、民暴被害の救済の実践は、多くの弁護士や他の専門機関の知見・経験・研究に支えられ行われています。

寄稿者

〒330-0845

さいたま市大宮区仲町2丁目24番地2

金杉仲町ビル5階

吉澤総合法律事務所 ☎048-647-9890

埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会

弁護士 布施 俊輔

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.172」から転記したものです。